

警報発表時の対応について

平成25年10月7日改正版
岐阜県立岐阜北高等学校

これまでとの大きな変更点

- 1 暴風警報だけでなく、すべての警報(※)が対象となります
※ 特別警報、大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報
- 2 安全確保のために学校で待機をする場合があります

警報の発表は市町単位となっています。

①岐阜市(学校所在地)

②自分自身の居住地

③居住地から学校までの通学経路

上記①～③のいずれかの市町に警報が発表された場合、以下のように対応してください。

1 登校時に警報が発表されている場合

(1) 始業時刻(8:25)の2時間前(6:25)までに解除された場合

→ 通常通りの授業を行う。

(2) 始業時刻の2時間前(6:25)より午前11時まで解除された場合

→ 解除後2時間を経てから授業を開始する。

(3) 当日午前11時以降に解除された場合

→ 当日の授業を中止し、家庭学習とする。

※ ただし、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校には及ばない。(必ず学校に連絡すること)

※ また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校には及ばない。(必ず学校に連絡すること。)

2 登校中に警報が発表された場合

(1) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3 登校後に警報が発表された場合

(1) 学校で待機する。

(2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。

※ ただし、特別警報以外の警報で、次の場合は警報発表中に帰宅する場合もある。

1) 保護者の迎えがある場合

2) 安全に帰宅できると判断される場合

(3) 警報解除後に帰宅する場合、自宅へ到着したことを決められた方法で学校へ連絡する。

4 その他

(1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。

(2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報に注意すること。